

津市子育て世帯訪問支援事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、津市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（令和5年津市訓第25号。以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、津市子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務の内容)

第2 要綱第2条に規定する家事支援及び育児・養育支援の具体的な業務内容は、次のとおりとする。

(1) 家事支援

ア 食事の準備

一般的な家庭料理、片付け等

イ 洗濯

洗濯機を使った一般的な洗濯、洗濯干し、とりこみ、たたみ、アイロンがけ

ウ 掃除

リビング、お風呂、お手洗い、玄関等の掃除機がけ、雑巾がけ等

エ 買い物の代行やサポート

近隣のスーパー等への同行、送迎、買い物の代行等

オ 特例的な内容

大掃除、網戸・エアコン・照明器具の掃除、草むしり等

特に支援が必要と認められる家庭に対し、実施することができる

(2) 育児・養育支援

ア 育児のサポート

授乳や食事、おむつ交換・着替え、沐浴・入浴等

イ 保育所等の送迎

保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等の送迎等

ウ 宿題の見守り

児童の見守り、宿題の見守り、遊び相手等

エ 外出時の補助

通院、行政サービスの受付の際の同行・児童の見守り等

(事業の実施)

第3 事業は、第2(1)又は(2)若しくは(1)及び(2)を同時に行うことを基本に、第2に定める業務を包括的に行う基本型と、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、

相談・助言を重点的に行う重点支援型によって実施する。

(業務の実施)

第4 市長は、要綱第3条に規定する対象家庭に対し、支援計画を作成し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事又は育児支援を適切に実行する能力を有する者（以下「訪問支援員」という。）を派遣する。

2 訪問支援員は、支援計画に基づき訪問支援を実施する。

3 訪問支援員は、訪問した家庭が本事業以外の支援による支援が必要であると考えられる場合には、市長に連絡し、必要な支援に適切に繋ぐよう努めるものとする。

4 訪問支援員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 第5に規定する内容の研修を修了した者

(2) 次の各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

(研修)

第5 市長は、訪問支援員の質を担保するため、事業の目的、内容、支援の方法、個人情報適切な管理や守秘義務等についての研修を実施するものとする。

また、育児・養育支援を行う訪問支援員に対しては、AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習を実施する。

(業務の委託)

第6 市長は、要綱第8条の規定により、業務及び研修の全部または一部について、適当と認める法人その他の団体（以下「事業者」という。）に委託して行うものとする。

2 前項の規定による委託を受注した者（以下「受注者」という。）は、業務を適切に実施するため、訪問支援員等に対し研修を受講させること、対象家庭と

の連絡調整等、委託契約書等に従い、当該業務を実施する上で必要な措置を講じなければならない。

(委託料)

第7 基本型業務に関する委託料は訪問支援費、交通費等及び事務費・管理費とし、金額は別表のとおりとする。

(実績報告)

第8 受注者は毎月の訪問支援に関する業務の完了後、速やかに実績報告書を作成し、市長に提出するものとする。

(利用者負担金の納付)

第9 市長は、第7の規定による報告があったときは、要綱第7条に定める利用者負担金の納入について利用者に通知するものとする。

2 利用者は前項の規定による通知を受けたときは、市長の指定する期日までに利用者負担金を納付しなければならない。

(守秘義務)

第10 受注者及び訪問支援員は業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該業務を離れた後も同様とする。

(委任)

第11 この要領の定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年6月23日から施行する。

別 表

費 目	委託料の金額	
訪問支援費	1時間あたり	3,000円
交通費等	1回あたり	1,860円
事務費・管理費	1名あたり	月額2,600円

備考

- (1) 委託料は、事業1回の利用につき、訪問支援費1時間あたりの金額に利用時間を乗じて得た金額に交通費等を合算した額とする。
- (2) 事務費・管理費は利用者1名につき月1回、利用のあった月のみ算定可能とする。
- (3) 第二種社会福祉事業であるため、消費税は非課税である。